

第3回東京都社会福祉審議会検討分科会会議録

I 会議概要

1 開催日時 令和7年10月31日（金）午後3時から

2 開催場所 第一本庁舎33階北側 特別会議室N6

3 出席者 【委員】

栃本分科会長、和気副分科会長、青木委員、秋山委員、小口委員、小林委員、駒村委員、筒井委員、鳥田委員、貫名委員、畑中委員、平川委員、三沢委員、室田委員、楊委員、小林臨時委員、多賀臨時委員、高橋臨時委員、高山臨時委員、原田臨時委員、前田臨時委員

【オブザーバー】

平岡委員長

（以上22名）

【都側出席者】

石塚福祉局政策推進担当部長、霜越福祉局企画部政策推進担当課長

4 会議次第

1 開会

2 審議事項

（1）意見具申に向けた論点の整理について

（2）その他

3 閉会

○霜越政策推進担当課長 恐れ入ります。すみません、定刻を過ぎてしまいましたけれども始めさせていただければと思います。

ただいまより東京都社会福祉審議会第3回拡大検討分科会を開会いたします。本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。本審議会事務局の福祉局企画部政策推進担当課長の霜越でございます。

議事に入ります前に、何点かご連絡をさせていただきます。まず委員の皆様の出席をご

報告いたします。本日もご出席の連絡をいただいた委員の皆様は全部で22名、会場9名、オンライン13名の皆様からご出席の連絡を頂戴してございます。欠席のご連絡いただいておりますのは、井上委員、河村委員、森川委員、山田委員、檜山委員の5名でございます。その他、途中参加といったご連絡を頂戴している方もいらっしゃいます。本会、委員総数は27名ですので、委員総数の半数以上という定足数に達していることをご報告いたします。

続きまして、会議資料のご確認をお願いしたいと存じます。机上配付しております資料をご覧くださいませ。まず次第でございまして、資料1「委員名簿、幹事・書記名簿」、資料2「会議の公開の基準について」、資料3「意見具申までのスケジュール案」、資料4「第23期審議テーマについて」、資料5「意見具申（骨子）」案でございます。

続きまして参考資料ですが、ペーパーレスの観点から紙での配付は行いません。適宜、先にご案内いたしましたメールに添付いたしましたファイルですとか、お手元のタブレットに表示されている次第のリンクから資料をご確認いただければと思います。

第1回、第2回検討分科会の委員発表資料と前回の議事録、東京都の計画ですとか事務局で作成いたしました起草資料集などを参考資料とさせていただきます。

資料の確認は以上となります。

次に、会議の公開についてご説明いたします。当分科会は審議会に準じて公開となっております。本日は事前にご連絡をいただいた傍聴の方がいらっしゃいますことをご知らせいたします。

なお、当分科会の議事録は、東京都のホームページで公開させていただきますことを申し添えます。

またオンラインでご参加の委員の皆様におかれましては、カメラは基本的にオンにして、お顔が表示される状態としていただきまして、ご発言の際はマイクもオンとしていただきますようお願いいたします。マイクをオンにしてもご発言が聞こえないなど不具合がございましたら、一度会議から退室して、再度入室していただきますようお願いいたします。

事務局からの連絡は以上でございます。

ここから先の進行は、栃本分科会長をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。
○栃本分科会長 本日は大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の会議の趣旨は、3月の総会以降、ご参加されてない委員の皆様に向けて、これま

での検討分科会等でどのような議論がなされてきたか、そしてどういう観点から意見具申を行うかをご説明し、それに対するご意見を伺うことを目的としております。

そのようなことから、今日の会議では起草委員が発言する場を中心とするものではなく、あくまでこれまでの経緯や考え方を共有し、委員の皆様方からのご意見を頂戴する場となっておりますことをご理解いただければと思います。

また、今年開催した検討分科会の4名の先生方のご発表を踏まえ、起草委員会では今年度より、東京都社会福祉審議会に加わった臨時委員を中心にワンチームとして起草作業に関わっていただいております。

本日の第3回検討分科会の会議終了後、第3回の起草委員会を開催し、本日お示ししました骨子をよりブラッシュアップし、意見具申としての文書を練っていくという作業を進めてまいります。

それではまず事務局から資料4及び資料5について説明していただき、それに続いて議論させていただきたいと思っております。

それでは、事務局からの説明をお願いいたします。

○霜越政策推進担当課長 そうしましたら前回、総会から間が空いてございますので、まず資料の4を使いまして今期の審議テーマについて簡単にご説明させていただきます。

今期の審議テーマですが、「人生100年時代における東京の福祉施策のあり方について」でございます。急速な高齢化やデジタル化の進展等を背景として捉えました上で、2050年代を見据え、全ての高齢者がどのような状態にあっても生き生きと心豊かに暮らすことができる社会を実現する必要があるということで、本テーマを設定をしたところでございます。

本テーマの背景にあります2050年代の社会環境として、元気高齢者の増加が見込まれる一方で、認知症高齢者ですとか単身高齢者世帯の増加により、様々な課題が顕在化していくといったところが予想されます。こうした社会背景を踏まえまして、さらに議論を深めるため今年度は検討分科会を2回開催いたしまして、資料に記載がございますように臨時委員等の皆様方から本テーマを専門家の見地から発表いただきまして、議論を行ってきたところでございます。

その後、起草委員会を開催いたしまして、今期議論いただいた内容ですとか、いただいたご意見などを踏まえまして論点の整理を行いまして、意見具申の構成案を作成いたしました。下半期も起草委員会を予定としては2回、それから検討分科会を1回開催いたしま

して、さらに議論を深めて、年度末の総会での承認をもって、今期の意見具申を行えればというふうに考えてございます。

資料4の2枚目をご覧くださいませでしょうか。こちらが現在の意見具申の構成案となっております。

まず第1章のところでテーマであります人生100年時代について、人生100年時代の到来により社会や地域、都民の価値観がどう変化し、何がもたらされるのかといったところを、意見具申の前提となる課題や認識について述べまして、メインとなっていきます第2章のところで、「人生100年時代の福祉施策－東京の特異性と時代にマッチした福祉施策－」と題しまして、さらに三つの項目に整理をさせていただきます。

1番で、「東京の特異性を踏まえた地域の実情や人々の動きにふさわしい施策」のところでは、企業、大学等様々な主体と、高齢者が地域においてつながるための環境整備ですとか、物理的な活動の場が少ないといった弱みを克服するための支援、またデジタル化の進展を踏まえた高齢者の地域での居場所づくり等への支援について具申していきます。

続いて、第2節の「世代というものの意味を問い直し、世代間の関係の未来展望を考えてみる」といったところでは、多世代交流、世代間理解の観点から高齢者自身や社会からエイジズムを取り除くための取組、ジェネラティビティを後押しするための取組、若者を巻き込むための取組など、そういった支援について具申していきます。

また医療介護人材が不足する中、従来を支える支えられるといった関係性の垣根を越えまして、持続可能な社会を実現するためのケアの在り方、単身世帯が増加する中での孤独・孤立問題や身元保証等への支援について具申していければと考えております。

次に第3節ということで「各ライフステージに対応した福祉施策をどう進めるか」ですが、超高齢社会における働き方、あるいは生き方の価値観の変化を捉えつつ、若年期、壮年期から人生100年時代を考えるための支援、元気な高齢期における就労・学びなどの社会参加への支援、身体機能が低下した後もウェルビーイングを確保するための支援、終末期に寄り添うための支援などについて具申できればと考えております。

続きまして資料5をご覧ください。

こちらが資料4の構成を基に作成いたしました意見具申の骨子でございまして、こちらをさらに肉づけしていく形で意見具申を作成していきたいというふうに考えてございます。本日はこちらの資料を中心に、委員の皆様でさらに議論を深めていければというふうに考えているところでございます。

○栃本分科会長 ありがとうございます。資料5の目次、「意見具申に向けた論点の整理を踏まえて」とありまして、そして骨子があります。骨子というものが3ページ目から始まりまして、10ページまでということになります。

ということで、ありがとうございます。それでは、4時45分頃までということで議論を進めていきたいと思います。

発言があれば挙手でお願いいたします。

またオンラインでご参加いただいている委員の皆様は、まず挙手ボタンを押していただきますようお願いいたします。

先ほど申し上げましたように、今日の目的は、冒頭申し上げたとおりです。起草委員会で2回議論しまして、その上で先ほどお話ししましたように総会以降、今回初めてといたしますか、中身について初めてお聞きになるという方々にもご説明する、そしてご意見を頂戴することが基本ということです。ですから、ぜひとも総会以降こういう議論がなされているのかご理解いただくとともに、初めてお聞きになることでもあり、いろんなご意見を頂戴できればと思います。

また総会以降も、先ほど課長さんのほうからお話していただきましたように、いろんな形で我々学びを深めるということで、さっきお話していただきましたような形で、何人か専門家の方には来ていただいて、お話を頂戴するというのをいたしました。その際には、もちろん起草委員以外の方にも来ていただいて、お話を何うという形にいたしました。ただ、今申し上げましたように、そういうある種の勉強会というとあれなのですけれど、起草に向けた肉づけをするための議論という形でしましたので、それらを具体的に落とし込む作業とか、いろんな発言を拾って整理する作業は、起草委員で、ワンチームで行ってきたということです。

ちょっと繰り返しになりますけれど、そういうことから、できる限りご意見を頂戴して、11月に起草委員会を開催しますので、そこで今日の議論を持ち帰って、ワンチームでブラッシュアップして、さらに肉づけしていくということをするということです。

さっきお話ししましたように挙手をお願いして、オンラインでご参加していただいている委員の皆様は挙手ボタンを押していただいて発言ということです。

初めに、今期の審議テーマでもあります第1章の人生100年時代からの議論に入ります。人生100年時代ということで、資料の目次とその後、骨子が示されていますので、まずは、これは時計文字の4のところです。その部分の人生100年時代から議論を入

りたいと思いますので、ご意見を頂戴したい。またこういうふうにならば変えてはどうかということについてご示唆を頂戴できればと思っています。よろしくお願いします。

青木区長さんからお手が挙がってますので、よろしくお願いいたします。どうぞご発言ください。

○青木委員 ありがとうございます。本当にこうしてしっかりまとめていただきましてありがとうございます。

一つだけ、ぜひ考えていただきたいことは、こうしたまとめをすることによって、高齢者がサポートされるとか、セーフティーネット型になるとか、暮らしやすい社会ということになっていく方向でまとめていただいていると思うのですが、現状の中で年齢による差別といいますか、社会参加を妨げるような意識の問題といいますか、そういったことが現状ではあると思うのですね。

というのは、例えば就労の問題でも定年がかなりあるとか、それから住宅もなかなか探しづらいとか、いろんな意味で、結果として社会全体で高齢者の活動を妨げるような状況、つまり差別をしている状況が現実にあると思うので、それを何か妨げないような意識を社会全体で持つ。

もちろん健康で元気に活動している方は、100になっても元気で活動していられる一方で、いろんな課題を抱える方がいることも事実だと思いますので、いろんな意味でサポートをしていく。そして結果として社会参加できるということが大事なことだと思うのですが、意識の中でとか社会の仕組みの中で差別をしていく。現実に差別しているような状況があるというのは、非常によくないことだというふうに思いますので、そのことをどうやってやっていくかということを、ぜひ考えていかなければいけないというふうに思っています。

社会は当然変化するときというのは、そういうことがいつも起こるわけですので、そうしたことに対する対応をこういう中でも考えていけたらというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○栃本分科会長 ありがとうございます。実は、今、葛飾区長の青木委員が触れられた部分、これについては先日来の起草委員会でも当然のことながら議論しまして、1回目もしたのですが2回目もそうなのですがね。

それで、実は起草案の最後のページのところに少し書いてあるのですが、ちょっと

大学チックな書き方になっているのですが、国連の高齢者の権利に関する検討というのは、今年になって、ページで言いますと6ページ目のところなのですが、恐縮ですが、資料が多くて申し訳ありません。6ページ目の(1)の「多世代交流・世代間理解による連携」ということで、「高齢者像の刷新とエイジズムの克服」という部分がございます。

既に示されているながら我が国では実現しているとは言えない高齢者のための国連原則というのが大分前につくられているのですが、これは非常に重要な原則なのですが、原則は示されていても、今、青木さんがお話になられたように、現実の日本の社会で、また企業の中で、地域の中で、それがきちっとその原則というものが社会の中で溶かし込まれているか、そういう観点に立ってそれぞれの企業であるとか地域社会、あと行政がそれに対応しているかといったら、残念ながらというか、原則が示されてもそれはなかなか実現していないという現実があるという認識を持っております。

また起草委員会でも委員のほうから情報提供、またはこういうこともあるよということでのお話があったのですが、高齢者のための国連原則というのは大分前にできているものなだけで、それさえ実現してないわけですけど。ついで、従来から国連人権理事会において、高齢者の人権条約というものを策定しようというので、結構長い期間、これ実際には議論されているのですが、なかなか欧州であるとかアフリカであるとかアメリカであるとか南米とか、それぞれの地域の文化性とか、その他いろいろあって、なかなか進まないという現実があったのですが、今年になって高齢者人権条約の起草作業部会の設置決議というのが、ようやく今年になってですがなされまして、高齢者の権利と人権というものをきちっと国連として示すということと同時に、その作業が始まったということがあります。

これは世界潮流といいますか、従来あった国連原則というのは我が国では十分浸透していないということ。それともう一つは、今行われている、現に行われている国連人権理事会における高齢者人権条約について議論が行われているわけですし、そういうような部分。それともう一つは、ご案内のように我が国における認知症基本法が制定されておりますので、その中で当事者が検討の中に入るとか、そういう議論はなされておりますけれど、この審議会のほうで何人かの先生方には、例えば脳機能のエイジングというところから従来の1960年代の認知症に関する理解というものから、もう既に世界的に見れば大きく進展しているにもかかわらず、非常に古いというか、例えば短期記憶がないことでもう駄目

だとか、そういうような認識になっているので、そういうものを認知症基本法が制定されたことを踏まえて、高齢者像、高齢者の像を見直す好機ということが言えると思います。

そのようなことから、今、長くなりましたけど、青木様のご指摘されたものについては、この意見具申の中できちっと取り上げて提起すると。そして具体的なことを、今回の表題は人生100年時代の到来を受けて、どのような施策を東京では行っていくかという、その具体の話まで持ってかないといけないということになっておりますので、その具体についてもできる限り提起するなり、幾つかの選択肢を示したいというふうに考えております。

大変長くなりましたが以上でございます。どうもありがとうございました。

それと、さっき申し上げた一番最後の部分というのは、10ページ目の一番最後のところにありますけれど、我が国は脱商品化について、脱商品化というのはエスピン・アンデルセンという学者さんがいるわけで、脱商品化と家族に依存するというか家族というものを前提にしているという二つの軸があって、それでもっていろんな国や社会の社会福祉の供給のスタイルみたいなものを見ていくわけですけど、我が国は非常に脱商品化ということについては、福祉サービスなどを含めて、あと教育もそうなのですけど、脱商品化が行われてない社会ということが言えます。

これは、プラス面もあるわけです。つまり商品化されることによって、いろんな選択ができるとか多様なサービスが提供されるとか、プラス面もあることは確かです。その一方で商品化ということで購入しなきゃいけないということと、商業主義ということもあるわけです。だから、そのバランスを取ることが非常に重要になるわけですけど、現実にはかなりの権利侵害とか契約関係における不当な扱いがなされるなど様々な問題があると思います。やはりコンシューマーとプロバイダでいうと、やはりこの脱商品化が進んでいない社会では、プロバイダというのは圧倒的に強いということになっていると思います。

というので、10ページの最後のところにある「脱商品化のマイナス面をできる限り低減させるためには、見守りや家族・知人だけではなく、消費者（こども、大人、障害者、高齢者、社会的弱者、LGBTQ等）に対するエンパワーメントや消費者の利益を保護し、経済的・社会的搾取から守る消費者保護の仕組みを都レベルで検討することが、今後想定される高齢者の権利条約を先取りすることとなる」というような形の文章も書かせていただいております。

ちょっと長くなりました。以上です。

では、またご意見がこの部分でありましたら頂戴するとして、次に2の第1節、「東京

の特異性を踏まえた地域の実情や人々の動きにふさわしい施策」という部分に移りたいと思います。

東京の地域特性であるとか強み弱みなど具体的な事例等でも結構ですし、ご意見を頂戴いただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

間もなく手が挙がると思います。

和気先生、ありがとうございます。よろしく願いします。どうぞ。

○和気副分科会長 すみません。オンラインで失礼いたします、和気です。今の青木区長のご発言とも関連して、また東京の特異性というところとも関連すると思うのですが、エイジズムが一番如実に表れているのが、やはり就労と居住の領域になるのかと思います。

就労支援の場では、やはり年齢制限が書かれていなくても、高齢者が正規に就労できる領域が非常に限られているということがありますし、居住については、不動産連合会などの方々と意見交換したことがあるのですが、年齢というよりはやはり孤立死、孤独死されることが貸すほうにとって大きなリスクになるというところで、そこが払拭されない限り難しい。理念としては高齢者を差別しているつもりはないけれども、現実問題として様々な不利益、リスクを考えるとなかなか難しいというお話も伺っています。やはり抽象的にエイジズムの克服とかと書かれていますが、もう少し本来書き込んでいくことになると思いますけれども、就労特に都内では住居の確保というのが難しいということがありますので、住宅確保の困難な方々に対する居住支援の強化が、やはり東京にとって特に重要かと思しますので、その辺を含めていただけると有り難いと思います。

以上です。

○栃本分科会長 ありがとうございます。これについては大分早い時期に、高橋先生からそのようなコメントを頂戴しました。井上先生がこの部分を精力的に議論されて、実態を踏まえてその在り方、どういうふうに具体的に対策を採るかということを議論されています。

今回、全て総花的というわけにはいきませんが、今、和気先生の話された部分というのは、今回の意見具申の特徴というのは、時代の解釈や社会解説、理念とかそういうもので終わらせることなく、じゃあ具体的にどういうことをしたら解決に近づけるのだろうかということを提起する、施策を具体的に提案するということに実は重きを置いておりますそれが今までとは大きな違いであり、今期のミッションです。

したがいまして、今、和気先生が話された部分については、より具体的に、例えば居住支援法人がありますよね。いろんな都道府県とかそういうのを見てみると、かなりの部分は居住支援法人の具体的な中身というのは、社会福祉協議会じゃないですよ、現実問題としてね。それで国としては、社会福祉法人というのを非常に重要視しているのは当たり前のことなのですけども、それだけで専一的に地域地域で居住支援が出来るのか、専門性やサービス性が確保できるのかといえ、やはりそれは難しいということがあるかと思えます。

したがって、前にZOOMでしたけれど、慶應義塾大学の駒村先生が前にお話された商助、商助というのはアルプスの少女じゃなくて、要するに商売を助けるほう。商助というのもこれは山間僻地とか限界集落とかそういうところだと商助というのは成り立たないのですけど、東京などは商助、この部分というのは非常に大きな役割を果たせると思えますし、企業とか商店街、そういうのを含めて様々な形でウインウインの関係でいろんなことが実現すると思えます。

ですから、今、和気先生が話された部分について具体的に踏み込んだといえますか、形を幾つか提示するなり、それぞれの地域における選択ということも重要ですので、どれを選び取るか、どういう形で進めていくかというのは、地域社会の時世であるとか特色というのはあるでしょうし、それぞれの事情があると思えますので、その中でそれが実現するような形、そのためにはどのような条件が必要か、また例示としてこういう形もありますよというものを今後具申案でお示ししたいというふうに考えております。

和気先生、ありがとうございました。

○和気副分科会長 ありがとうございました。

○栃本分科会長 楊先生、いますか。

○楊委員 公募委員の楊です。オンラインから失礼いたします。

今の和気先生のお話で、私は建築の設計をやっておりますので、住居とか住宅とか、まちづくりに関することを思いついたことがあるので、ちょっとご意見を述べさせていただきます。

まず100年時代ということなので、今までだと例えば70年とか80年たって平均寿命を終えていたと思うのですけども、100年となると今まで以上に住宅というのが長寿命化、家自体も長寿命化しないと100年たったときに家がぼろぼろだったりとか、もう住めなくなっていたりとかすると思うので、家自体のまず長寿命化が必要というのがあります。

ますし。

一方では、最近はやはり建設費が物すごく高騰している状況で、家を買うにしても住み替えるにしても、何か同じような家を住み替えることが難しくなっていたりとか、もう今若い人たちの間で50年ローンなんていうのがすごくはやっている状況なので、となるともう何か払い終わったときには、もう100年といっても、その100年間ずっとローンを払い続けるのかみたいな、そういったコストの話とかというのがすごく出てくるので、そこを何か現実的にどうやって解決していくのかなというのを、建築の業界にいる者としては気になることなのですけども。

なので、100年住むための家をつくるというのは、ある意味すごく品質のいい住宅を造る。ただそれは一方で、すごいとてつもなく高い住宅とか、ちょっと再開発だったりというのがあろうと思うのですけども、そういったものをどういったスキームで建てたりとか、今の例えば再開発だと地権者の方はそこに住み続けることができますけども、そこに借りていた人たちというのは当然その外に出ていくことになりますし、そういった借りるにしてもまた家賃がすごく上がってしまうと、どんどん支払いも大変になってくるというのがあって。もちろんバリアフリーの普及とか防災目的で再開発することも重要なのですけど、一方でそういう安い値段で住み続けられるみたいな、今、都がやっているようなアフオーダブル住宅、これからやろうと思うのですけども、そういったものの普及というようなものも併せて考えていく必要があるのかなと思います。

○栃本分科会長 ありがとうございます。建て直した後も、もともとそこに借地で建てて、それを建て直した人は何か、借りている人は難しいという話をされましたよね。今まで借りている。

○楊委員 はい、そうですね。

○栃本分科会長 それをもうちょっと話していただけますか。

○楊委員 借りている人がやっぱりその場所に住み続けるとなると、住んでいる間というのは家賃の引上げに対してある程度抵抗できたとしても、そこに引っ越しが生じた場合に、次の引っ越し先というのはもう家賃が上がっているので、そうなってくると同じような場所で住めなくなる。となると当然郊外に行ったりとか、同じ場所にやっぱり長年そのコミュニティとか地域とかに住み続けることが難しくなってくるので、そうやってきたときに例えば同じ地域で住み続けられるような仕組みだったりとか。

あと高齢者だからもちろん敬遠されるというお話もありますけども、それ以上に引っ越

したときに、今のやっぱり東京は家賃の相場もすごく上がってきているので、そういったもの、住み続けができる。再開発がなくても家賃というのはやっぱり上がっていきますし、再開発があったらもうより上がっていくので、例えば再開発するにしても一定の例えば住戸は賃貸で、それが、なおかつアフォーダブル住居みたいに一定の割合の人たちにちゃんと安く貸すことができるとか、そういった制限を設けないとみたいな。

ちょっとある意味、再開発はやっぱり公金を一定割合投入していると思いますので、そこで完全に民間的なそういう資本主義的な形でマンションを売るんじゃなくて、半分ぐらいとか、一定の割合ぐらいは公共的な、そういう公営住宅的な性格を持ったものを入れるべきなのかなという、ちょっと気がいたします。

○栃本分科会長 追加でちょっと私のほうからお尋ねして、今説明していただいた部分とそこで問題点、そして再開発についての公の役割というものの必要性、民間にだけ任せると今までの定住人口層や多様な人々が住めるエコロジカルな空間とならないことになる、そこでどのようにより広い私の空間なんだけど私があつまっている種のパブリックな空間としてのまちの再生の必要性がクリアになったと思います。

また具体的な提案といいますか、その論を起草委員会でする際の一つの、パズルの部品というかレゴの一つになると思います。

ちなみにこの審議会は、いろんな背景が学問領域、心理学だったりいろんな社会学だったり経済学だったり、いろんな学問領域の背景があると思うのですが、大昔、ジェイン・ジェイコブズというユダヤ人都市学者がいて、僕が大学時代はすごく彼女の「都市の経済学」というのは非常にいい本だという感じで、読んだのですが、東京などを見て、アメリカの学者から見たら非常に面白い街だというわけですね。

全部クリアランスにしちゃって、全部再開発でその地帯、エリアを変えちゃうという形にしていないのが、何か虫食い状態だから悪いみたいな感じで捉えることがしばしば都市工学の人なんかの場合、都市工の人ばかりがそうだとは言いませんよ。いまでも再開発論者の中にはそういう人もいらっしゃるのですが、ただそれが逆に地域のある種の混在というか、これは非常に高齢者とか、そういう方々にとって非常にノスタルジックなというか、記憶の古層と繋がってる部分が存続している、そのサインがあるということで非常に親和性の高い街でありつづけることになるのですが、すべてクリアランスする、全て全面的に変わっちゃうと見当識障害じゃないのですが、全然わけが分からなくなる。

そこに住み続けるとか、思い出のあるその空間の近くの近くに住み続けるというのは、

非常に重要な要素ではあるんだけど、それが難しくなるというのが現実にありますので、最後の部分というのは、非常に重要だと思いました。どうもありがとうございました。

じゃあ、東社協、どうぞよろしくをお願いします。

○鳥田委員 4ページ目にある中間支援組織のことについてちょっとご質問させていただけたらなと思ひまして、マッチング機能ですとかセカンドキャリアの支援を助けるためにいろんな仕事をやっていて、その中の一つに社会福祉協議会がこれを担うんだということで、我々社会福祉協議会、東京の分もありますし、区市町村にもそれぞれあって、例えばボランティアとか、その手の仕事をさせていただいているのですが、このマッチングは、結構、需要と供給を合わせるといいますか、高齢の方がご希望されていることと、会社なり、企業なりとかが希望されているところ、かなりミスマッチというのかな、そういうところがあるケースもあると思うのですが、そういうところってどういう政策というか、どういう事業をやっていくと、そういうところが縮まっていくとか、そういうようなことも入れていただけるようになるのでしょうかね。

○栃本分科会長 実際に言葉でマッチングというのは簡単なのですが、データ量というか、データ量というのは要するにこういうような需要がありますよとか、こういうニーズがありますよと。それに対して、それにダイレクトに関心あるわけじゃないんだけど、それを志向するような団体とか個人というものがあるとして、この潜在的なサプライ側というものがあ。それをほっておくとやっぱり結びつくのが難しいというので、それを含めた仕組みを含むマッチング機能が重要だなということを従来は机の上で議論しているというレベルだったと思うんです。

ただ一方で、それともう一つは、それは自然に任せておいていいのかなということもあります。現実にはやはり何かのきっかけとかがアクションにつながる。コロナ禍で、起草委員会の中で、いわゆる地縁・血縁以外の結びつきという議論していて、あれは選択縁、選択縁というのを前田委員がおっしゃってくださったのですが、そういう選択縁というものが非常にいい形で何かと結びつく。それである種、何らかの効果を発揮するというのを考えたいんです。もちろん地縁・血縁はもうなくていいということにはならないと思います。現実には、やっぱり結構重要さは変わらない。それと両者相反するもの、相対立するものというのが、かつては、私は社会学だったので何か勝手に対立するものみたいなイメージを持ってたんだけど、そうではなくて、むしろ並列する。並列するところが非常にいい形になるという印象があります。

もう一つは、プロボノですよね。プロボノなどについては、結構具体的にその取組をしているところもできつつあります。ただその場合、企業がどのくらい取り組んでいるか、それを支援するかということがあると思います。前に平岡委員長が話された法律が改正されて、定年の関係とそれと定年が延びた後、社会活動、社会貢献活動というものを、企業のOBではないんだけど先輩たちが70を超えてもできるように、それを企業が支援するというようなことがありますよね。そういう形でかなり基盤が前と違って、机の上の話だけではもうなくなりつつあると思うのです。

今、指摘を受けた部分についてはできる限り、これから起草委員会で議論して、ちょうどこちらに今リアルで出席されている臨時委員の前田先生がその領域についても非常に詳しい。あとシンクタンクですので実態というものを歩いて回っていますので、それらについても見ていきたい。あと、前に小林先生から違う形でデータを集めるようにと言われて、東京都の若手の職員がそういうのを整理してくださっています。そういうようなデータ、こういう形もありますよというの、そういうものを自治体であるとか地域で参考になるようなものとしてつくり変えるというふうに考えております。ありがとうございます。

○室田委員 いいですか。

○栃本分科会長 どうぞ、室田先生。

○室田委員 室田です。1点、東京の特異性を踏まえたという観点でいうと、やはり共同住宅ですか、いわゆる集合住宅が東京は多いですし、近年の自治会の加入率の低下というのは、従来から戸建てなんかで入っている人が抜けているというよりも、そこがどんどん亡くなったり、空き家になっていったりという中で、新たに集合住宅が建設されて、そこが丸ごと自治会に加入しない、自治会を設けないという形が多くて、それで結果的にどんどん加入率が低下していると思っています。

そう考えると、ただ集合住宅なんかではおひとり暮らしの高齢者だったり、また夫婦で高齢者の方がいらして孤立しがちで、年が老いていくと何かしらケアが必要になったりということで、管理組合なんかは結構苦勞されているという話はよく耳にしますので、そういった管理組合への支援のようなものですか、共同住宅、集合住宅の管理組合へのサポートみたいなものも、この中間支援組織にあるのかもしれませんが、何かそういったことは東京ならでは、今後必要になってくるのではないかなとそのように思いました。

以上です。

○栃本分科会長 ありがとうございます。今のこれは高橋先生が高級な高層のマンショ

ンのほうではお詳しいというか、それに関連することを話されているのですけれど、管理組合のことは結構重要で、それは単にマンションの補修のこととかそういうことだけじゃないように、最近もう変わりつつあるわけですよ、実は。

高級マンションであれ、それを継承する人が継承しない、子供たちが継承しない。それもありますし、あと住んでいる人が高齢化するということでは様々な問題が実はあります。従来のマンションとか公団の管理組合で、これだけやればいいという話じゃもうなくなりつつあるわけですよ。それについてのノウハウというか指針というものがあんですけど、そのアドバイスというものができるものが本当にあるのかどうか。あるとは言えません。こういったことも本来消費者保護という観点から行政は関心を持たなければいけない。

多分、大手不動産とか、そういうのはそういうことをするわけですけど、やっぱり視点が、生活という場面で考えるというのとはちょっと違う部分があるので、不動産視点というのではない公共性と利用者保護の視点というのやはり重要だと思いました。

それともう一つは、ここではあまり公営住宅の議論というのは今までしてないのですが、昔は公営住宅の管理に関する検討会というものに、私メンバー入っていて、私以外は弁護士と法律の方が多かったんだけどね。やはりそういう方々の視点というのは、比較的、自立できる人が入るのが基本だというような前提になっていまして。だけど、一定の認知機能の衰えがあったとしても住めるような形にするとか、障害を持たれた方というのは駄目ですよみたいなことだったんだけど、むしろちょっと長くなりますけれど、施設にずっといて、それで施設の中で昼間に何かするというのではなくて、これは先生方のほうが詳しいわけですけど、施設はむしろ通いで来て、寝るところがグループホームみたいな形にして、そこから通って施設のほうはデイとして使っちゃうみたいな形、いわゆる逆デイというのは試行的にやっていて、これはグループホームをじゃあどうやって借りるかということになると、民間のところで借りるのかということに普通なるのですが、東大阪市は公営住宅管理の考え方がちょっと違って、大昔の話ですけど、そういった知的障害のある方がグループホームとして、それが使えるような工夫をした例というのが公営住宅においてもあるんです。

だから本当はあんまり広げ過ぎると大変だとはいえ、やはり公営住宅なんかでもやはりそういうことというのは、重要なテーマだと思うのです。もちろん公営住宅の場合も管理システムというのをお役所というか、国のほうで基本基準を設けるということではあるん

だけれど。そこら辺、福祉の視点というか、そういうものというのは、やはりもう少し入って、風通しがいい議論をしていただくような形というのも必要だというふうに思いますね。ありがとうございました。

いかがでしょうか。

畑中委員、どうぞ。

○畑中委員 公募委員の畑中です。私がこちらの意見具申骨子を見て一番思ったのは、言葉がすごい独特で、何というか、これはどういう意味なんだろうと聞かないと分からない言葉が多くて、それをかみ砕くのに非常に時間がかかりました。

私、大学の教員でもあるので、分かりませんとはあまり言いたくないのですけれども、でも恥を忍んで申し上げますと、正直分からない言葉がたくさんありまして、結局これはどうしたらいいものなんだろうかと。東京都は一体どの方針を特に強く打ち出したいのかなというような、非常に格調が高い言葉なんだとは思いますがけれども、その格調のところの高さに私はたどり着くことができませんでした。

その上で私なりに読み下した中で、これは高齢社会の問題を主に取り上げているんだけど、2050年の東京都は、超超高齢社会であることは間違いのないけれども、高齢者だけの街ではなく、私の子供たちが今10代で、そこが40歳という。今の自分の年になっているようなその子供たちが中心、今の子供たちが中年となって中心となっている。そういう社会を描いたときに、その高齢社会の問題だけを取り上げて、悩んでいるだけでよいのだろうかということは非常に感じました。

その社会福祉審議会というところは、高齢者の問題も考えるんだけど、障害者であったり、あとは貧困であったり、あとは外国人であったり、あるいはその間にあるような、しかもそれが複合的に持っているような方を多くを誰一人取りこぼさない、そういった社会を目指すものだ。それを東京都で実現し、東京都がモデルとなって日本全体をつくっていくものだ。そういう理念といいますか、そういう目標を掲げた、非常に崇高な審議会であると思います。

そうなったときに、あれ障害者ってどこに行ったんだろうとか、女性の貧困というのはまだ多いですけども、シングルマザーの問題はどこに行ったんだろうとか、結婚したくても子供は持ちたくてもできない貧困の若者の問題は一体どこに隠れているんだろうとか。それを感じざるを得ませんでした。

デジタル社会に関して、もちろん高齢者とかあるのですけれども、デジタルを使うこと

によって、AIを使うことによって、働き場が労働場を広げるのは決して高齢者だけではなく、障害者であったり、今まで働くことができなかったような人たち、あとは遠隔でも仕事ができるというような幅の広い視点になるんじゃないかと思ひまして、私としてはすごく幅が広いよなただけれどもスコープが狭いということを正直感じてしまいました。失礼いたしました。

○栃本分科会長 多分、大きな誤解があると思うのですが。起草委員会では、若い人たちが、今回の人生100年は別に当初から申し上げているようにというか、起草委員会プラスいろんな先生方に来ていただいて話を頂戴する際の議論というのは、人生100年になったから70、80、90の人が多から、この人たちに対してどうしましょうかという話で全くないと。レンジが広がったことによって、どういう問題が起きるのか。そしてレンジが広がったが故に、先ほどの住宅の問題もそうではあるのですが、働き方自身が60代になって考えるということじゃなくて、20代、30代、40代の中で自分はこういうふうに分らしいスタイルの生活をしていくのかとそういうのが選べる。

また途中でうまくいなくなる時期というのがありますけれど、それが再び再チャレンジできるような社会にしていくための組立てはどうしたらいいかということをお前田先生、先ほどご紹介した前田先生とか、そういうことを話してまして、今までの定年、定年の時期の前後における就労のことばかり議論しているというところがともすればあったのですが、それをもっと前倒しというとな変なのですが、20代後半、30代、40代を含めて、どういう形でしていったら本当に自己実現というのが図れるのかというようなことについて議論しています。

だから、畑中先生がおっしゃるように、そういうふうに分仮に今の段階で今日提示したものがそう見えているとしたら、これはいい形で直して行って、そういう形ではないのですよというのが見える形にするというふうに分いたします。

それと学問領域によって、その大学の先生もいろいろ知っている言葉と知らない言葉というのはもちろんあると思うのですが、一つはもちろん審議会ですから学校の先生ばかりじゃありませんけど、その一方で背景となる理屈、理念、根拠というものがありやなしやということをおかなり厳密に考えてきました。

それで、思いついたような言葉、思いついたようなことじゃなくて、それがいかなる背景とか理論とか概念というものに基づいているのかということをおある段階では明示しておくということが必要です。読みにくい、分りにくいというのはあったと思います。これ

は最終的には、それをいい形でまとめていくということですので、ご意見ありがとうございます。自分で調べて理解するという事は当たり前ですが重要です。

では、まず最初にお手が挙がった三沢委員いらっしゃいますか。

○三沢委員 よろしくお願ひします。公募委員の三沢です。

特に最終ページの文言は、栃本先生もおっしゃっていたとおりの「大学チック」で、今後修正していくべきだと、括弧とか米印とか、つけていかないと都民は理解できないと思います。

議論が様々な主体というところだと思いますが、私はいろいろ地域の仕事もしている作業療法士ですが、やっぱり地域は地域共生社会で重層的相談支援体制事業であったり第二層のところでは包括支援センターであったり、さまざまな相談体制であったり、地域のさまざまな会議に参加しております。

包括支援センターが高齢者だけではなくて、子供たちの支援をしている代表者が参加していたり、多世代、孤立しているお母様とお子さんが多世代交流の場に参加していたり、就学している外国籍の児童への支援も包括支援センターを中心とした地域第二層会議で話し合われたりしておりますので、そのようなことが中身にあってもいいように思います。

福祉局とは部署が違うから、あまり触れられてないのか重要な主体としては、町会、自治会がかなり大きな役割を担っておりますので加えたほうがいいと感じます。

○栃本分科会長 議論としては出ているのですけれど、よく分かります。

それともう一つ、今、三沢委員が話された地域包括支援センターのことなんですけど、そこで子供の関係であるとかそれ以外の、要するに高齢者以外のことについて議論したり、人が集うような場所、場所といふかになっているとおっしゃったのですけれど、それは地域包括支援センターがある、地域包括支援センターというのは一つの介護保険の中での組立てとしてあるのですが、ただ現実には、例えばケアプラザであるとか、名称はいろいろ地域によって違うのですけれど、それが建物としての存在があつて、そこでは月に何回か子ども食堂をしたりということをしていますよね。というので、地域包括支援センターのそのコアの機能といふのと、建物、空間を使って図書室を造ったり、集会所を造ったり、コミュニティセンターのような使い方をして、出来るようにしているということがあります。それを分析的に見ていかなければならない。決して、地域包括支援センターという介護保険制度における機能をこれ以上児童や障害児、貧困そういった多様なところへの対応としての機能を本体機能として備えるということではないと思います。もちろんその

ような考え方もあり、世田谷区などはそのような試みをしています。それと考え方として、そういった考え方は大切ということは承知しています。

なお、一言付け加えるならば、その一方でその人たちの業務というのは非常に多くなり過ぎちゃってて、配置されている方々の業務負担は大きくキャパを越えている。介護保険制度におけるいわゆる要支援の方々への業務や保険外ともいうべきサービスをどのように一人一人の高齢者にとどけるのか、それができるのかあれもこれもというのはご覧のように大変だというのは現実問題としてあります。

地域包括支援センターでこれもやれ、あれもやれというとなかなか難しいみたいな議論がしばしば起きるような、審議会なんかで議論が起きるんだけど、それとは全く別の意味で地域包括支援センターがその場所というか、その空間というものの持つ意味ですよね。それについては今日提示したのものにも実はありまして、つまり社会福祉関係のいろんな空間というか、施設という物理的空間を多目的というか、いろんな機能として使いたいです。

先ほど都社協の先生からのお話もありましたけど、いろんな形で使っていくという形で混交させるというか、交わるような形にしてくというのは非常に重要というふうに考えておまして。おっしゃるようなことは非常によく分かりますし、起草委員会で話したんですけど文言として全然出てきてない。大変失礼しました。おっしゃるとおり町会とか自治会とかそういうのが衰退しているとか、もうあんまりどうかなということを使う方もいらっしやるんですけど、現実問題からすると、やはりこれがないとと言うと変なんですけど、本当に地域がある部分機能しないとか、あと地域の行政というか社協もそうかもしれないけど機能しないというか、そういうことが本当にあるので。だから、私たちの起草委員会とかでの認識は、全く三沢先生と同じような認識です。それがうまく表現できていないということは、今回、畑中先生も含めて反省材料ですので、改めていきたいというふうに思います。

○三沢委員 認知症基本法ができて、地域が動き出しているという実感があります。東京都も区市町村も動き出していて、行政でサービスをするということだけではなくて、地域で担っていったりするというのは重要なことで、私の所属する自治会でも認知症サポーター養成講座に自治会集会室を提供して地域住民の住んでいる場所で、地域住民が認知症支援にうまくつながっていくべきだと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○栃本分科会長 ありがとうございます。

それではお待たせしました。秋山委員、お願いします。

○秋山委員 はい、分かりました。先ほどから様々な議論になっていますが、やっぱりマッチングするにしても何にしても居場所や相談の窓口が各地域で広がっていくことで様々な人が交流して、そしていい形でマッチングができると思うのですけど、その居場所づくりのところで、公営の空いたスペースが活用できないのかなと思ってみたり、ちょっとしました。

それで、先ほど社協とは別の動きで町会の方々が防災のテーマだと必ず集まるんです。防災の言葉が一個も出てこないのも、やはり災害弱者である様々な方を地域で守るというのも一つ大事なことだと思いますし、そこに町会の働きも含めて地域の防災づくりというのは、前の期のときに出了たのかもしれませんが、この居場所づくりのところで入れ込んでいくのも一つかなというふうに思いました。

それが1点と、もう一つは人材不足の話が7ページの辺りで出ていると思うのですけれども、都心部の方、エッセンシャルワーカーを確保するのに住宅というのはすごい大事な要素で、介護人材のヘルパーさんはちょっと住宅の補助が出たりするのですけど、訪問看護は出ないんです、ちょっと。自分の働いてるエリアなのでも。

それで若い人に就職してもらうのに、家賃が高くてなかなか難しく、遠いところから通ってもらわないといけないというような事態が生じています。そこで何か家賃補助を含めてですが、空いているところを活用して、そういう形をしながら家賃補助というのはないのだろうかというふうに。つまり都心のこの住宅事情に合わせて、エッセンシャルワーカーの若い人たちをどうやって確保するかというのも一つの何か、都が東京都として考えることでもないのかなというふうに思いました。

三つ目は、最後の10ページのところに書いてあります多死社会、みとりも含めての施策というかそういうものの書き込みがあります。私は訪問看護の世界で最後まで自宅ということで、住み慣れた自宅で穏やかに最期を全うできるようにということでやってきたのですけれども、実際に亡くなる過程を見たことがない人がすごく増えていまして、その現実感がない状態でみとりケアはやっぱりできないので、今、区民向けに「あなたのおみとり」というような映画、ドキュメンタリー映画を見てもらってディスカッションしたりというような、そういう試みもしています。

そういうみとりも抽象論だけではなくて、具体的に実践できるにはどうしたらいいのかというのの話合いとか何かしらの施策とか、そういうことも必要なのではないかなという

ことで、ちょっと発言させていただきました。

○栃本分科会長 ありがとうございます。一番最後の3点挙げていただいた中の最後の部分のみとりに関連する部分で、秋山先生からすると人生会議というのはどうなんですか。

○秋山委員 秋山ですが、ACPというか、実は人生会議についても各地域とか各様々な年代、高齢者だけではなくて若い世代からも一緒に考えましょうよというようなミニ講座とか、そういうディスカッションの場とかを地域では取組を進めてはいるのですが、なかなか全体に広がるということは難しく、ささやかな努力を重ねながら、どうやったらもっと皆さんに考えていただけるのかというふうに思っているところです。

病院に行って、救急で搬送された途端にACPではなくてADというか、最後どうするかという質問だけがぱっと来て、本当に戸惑う人が多い中で、もう少し前から準備ができればというような話合いが進むことを望んでいます。

○栃本分科会長 全国で市町村側、行政のほうが、国が人生会議、人生会議というものだから形式上、形式上と言うとあれなんだけどつくって、しかも端的に言うと高齢者不在、当人不在な形で進められていくという現実も私はよく知っているんです。

だから本当それを具体的にしていくためには、共通した知的基盤というのかな、そういうものがやっぱり必要だと思うのです。高齢者だけじゃなくて、市民社会の中で例えば、難しい言葉ばかり並べて駄目じゃないのと指摘はされましたが、でも必要な言葉というのはあるんです。グランドヴィ計画というのはまさにそういうもので、共通して例えば人生100年時代なんだよということは高齢者だけに関わることじゃなくて、若い人たちについても言われてみればそうだなと。それを自分に引き寄せたときに、もはや人生100年時代という中で自分たちは生きていくんだという共通認識であるとか、そういうものがすごく大事だと思うのです。知識基盤型社会とはそのようなことを示すものでもあります

死についても同様だと思うんです。先ほど死をあんまり見ないということがありましたけど、その一方で私の知っているほうでは、むしろ80、90まで生きていくということがありますので、逆に2世代関係、3世代関係じゃなくて4世代、4世代の中で死を見るみたいなことも徐々に起きつつあるということも、私なんか実際、実体験からしても、いろんな地域を見て歩くとそういうことも経験します。

やはりそういった現実に死が、かつて病院完結型の医療、治す医療というところにおける病院というところに最後は行ってしまうから、全然死と接することがないということが徐々に徐々に。なかなかどうしても最後の部分が病院ということになってしまうところが

あるんだけど、それでもかなり自宅で最後までいるというのを子供世代や孫世代というの
も見始めているということも、実は逆に増えているということもあるので、そこら辺、丁
寧に解析していく。また述べていくということが必要だと思いました。

あとの全部3点メモしていますので、きちっと反映したいと思います。

あともともと秋山先生から空き家であるとか、その他そういう空間の有効利用というこ
とについておっしゃったのですが、それは我々、これもまだ十分目立つような形で書か
れてないので恐縮なのですが、一応書いてはいるのですが、そこら辺はやっぱりも
うちょっと強調するかたちにいたします。

それと、もう一つ住まいの問題は、人材確保のことに非常に関係しているという指摘も、
これ本当にそうだと思います。それについては、あまり細かい議論というのは起草委員会
ではまだ話していなかったのですが、今後の起草委員会で、3点について、また改めて我々考
えてみたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、この今の部分については小林委員からお手が挙がっていますのでお話してい
ただいて、この今の項目は小林委員のご発言を頂戴した後は、次の続きの「世代というも
のの意味を問い直し、世代間の関係の未来展望を考えてみる」というところに入りたいと
思います。

お待たせしました、小林先生どうぞ。

○小林委員 小林です。社会保険労務士をしています。

資料3 ページ、項目4「人生100年時代における東京の福祉施策のあり方」の1点目、
「人生100年時代とは」の記述について、意見があります。

現在、法律では60歳未満の定年は禁止されているので、私の顧問先の多くは60歳で一度
定年とし、65歳までは嘱託など、非正規で雇用継続するという形にしています。資料で
は、定年後の活動として「キャリア形成や学び直し、地域貢献などを通じて豊かなライフ
ステージを築くことが期待される」と記載されています。もちろん「地域貢献」も非常に
重要ですが、その後の「経済的な自活」も大切だと考えています。社会福祉の予算や人的
リソースが限られている現状を鑑みますと、福祉施策のあり方として、「できるだけ長く
自ら働き、経済的に自立できる期間を延ばす」という視点が必要ではないでしょうか。そ
のため、「地域貢献」といった活動と並び、「可能な限り長く就労し、自活できる期間を延
ばす」といった趣旨の表現を加えてはいかがでしょうか。

以上です。

○栃本分科会長 別に否定的という意味ではなくて、これ先ほど起草委員の前田さんに関連する話がちょっと多くなって恐縮なのですが、まさに今、小林委員が話された部分、それを前、前田委員にプレゼンテーションをしていただいたんですね。「高齢者就労と福祉政策～『地域人財』としてシニアが活躍できる福祉政策を～」をということで、ニッセイ基礎研究所ご所属の前田委員にかなりいろいろ話をさせていただきました。

それはまさに今、小林委員が話されたドストライクというか、その部分をしていただいたんですね。ですから、決して、そういうことについて考えてないとかそういうことではありません。それも考えているわけですけど。ただ、あまり今の定年に関する撤廃であるとか、その弾力化であるとか、あと年金支給開始年齢と年金もらう時期との関係でどうするかということを超えて、どういう別の働き方をする、どういうふうに変えるかというのを、そのときじゃなくてもっと前倒しで考えてみるということも実は非常に重要なメッセージだと思っているんです。

どうしても六十何歳になってから考えるということになりがちなんですね。だけど、もう少し前倒しで考えるという発想というのをちょっと打ち出したいということもあります。先生の小林委員の話されていることはもう十分よく分かりますので、それをどういう形で表現するか。分かりやすく丁寧な記述というものをまた起草委員会で吟味したいと思います。どうもありがとうございました。

○小林委員 ありがとうございました。

○栃本分科会長 というのでちょっと恐縮ですけど時間の関係もあり、次の第2節、「世代というものの意味を問い直し、世代間の関係の未来展望を考えてみる」という部分に移りたいと思います。

先ほど少し出てきたのですが、エイジズムやジェネラティビティなどを取り上げておりますけど、ご意見ございますでしょうか。ご意見を頂戴したいと思いますのでよろしくお願いします。

和気先生、お願いします。

○和気副分科会長 和気です。

何か所か出てくるのですが、東京版リンクワーカーというものが出ています。これは本格的に東京都として導入することを考えていらっしゃるからここに書いているのか、伺ってみたいと思いました。

実は今の民間の財団がやっている研究助成で、都内で医療法人がモデル事業・研究としてこのリンクワーカーを養成し、その病院に来ていらっしゃる方に社会的処方をし、リンクワーカーがつかないでいくという研究を立ち上げることになりました。私がアドバイザーとして関わるためヒアリングに伺う予定なのですが、その際に、今コミュニティソーシャルワーカーとか、もちろん地域包括支援センターもありますし、様々なリンクワーカー的な役割を果たしている専門職がいるにもかかわらず、新たなリンクワーカーを、しかもイギリスなどでは必ずしも専門職がやるわけではないという業務を新たに増やすことがどうなのかという議論がありました。

今申し上げた事業は、研究助成によるパイロットプロジェクトなので、それを試行することになります。医療の現場は、地域や高齢者は特に非常に身近な存在ですし、地域包括支援センターにしても社協のワーカーにしても非常に多忙ですので、新たな人材が専門的な資格がないのかもしれませんが研修を受けて、地域の方が積極的にこの地域づくりに参加していただくことには意義があるだろうと思います。実際に民生委員さんも不足している東京の現状もあります。ただ、この文言が、どういう展望を持って書かれているのか、何か根拠があって書かれているのかなと思い、起草委員でもあるにもかかわらず質問しました点、ご容赦ください。

○栃本分科会長 専門的な政策について審議する自治法上の付属機関として権能と立場から検討しているものです。お墨つきをもらってという形で審議をするものではありません。ただ、前もお話しましたように、健康長寿医療センターの副所長にお話をさせていただきましたよね。起草委員でも臨時委員でもないのですけれど、その際、実はその部分について、つまりリンクワーカーの現実的な可能性というものに絞ってお話をさせていただき予定だったんだけど、かなり広範にお話をされました。先生がかなり国の審議会であるとか、いろんな検討会で様々な役割をされていて、なおかつ老人健康増進事業による調査研究などの委員長をされてるので、いろんなものを集約した形でご発表していただいたんです。

ただその際、最後のところで、東京版リンクワーカー的な発想というものは可能なのかどうかということで私のほうからお尋ねしましたよね。その際、非常に大いに考えられるというお話でした。ありがとうございます、頂戴しましたというふうに申し上げたのですが、ということですが、ですから東京都がこれを秘密裏にいつ頃からやろうとか、そういうことでは全くない。全くありませんという語弊はあるけれど、ちょっと想像してください。ありがたとして。

だけど、こういう着想とか、こういう発想するという事は、とても重要なんですね。政策論では。それはなぜかという、重層的な相談支援体制とかいいますが、何かのコアになるもの核になるものがないと、包括的な相談支援体制といっても本当はそんな簡単じゃないんです。そういう現実があるからそれを突破するにはどのような形が考えられるかということです。

人間は、子供たちも現役世代の人も高齢者の人たちも必ず医者、医療とのつながりというのは非常にあります。だから、そして畑中委員から高齢ばかりの議論をしてるのですかとおっしゃったのですが決してそうじゃなくて、若い人、子供だってお医者さんに見ていただいて、それでいろんなことが発見される。じゃあ、発見されたんだけど、それは治療とか医療的な部分についてはできるかもしれないけど、それ以外の部分についてはできないことがありますよね。障害を持つとか、医療的ケアが必要であるとか。そういう場合、じゃあどうするかということなんだと思うのです。

そういうので、医療を外して実は日常生活は安心して送れない。何かの時は必ず行きます。あと通常の住民とか地域の人々にとって診療所とか病院というのは非常になじみが深いところなんです。そしてその地域で暮らし続けるために、医療というのは必ず核としてなきゃいけないのですよね。ただ医療だけでは駄目なんだというので、その部分をイギリスではナショナルヘルスサービスの中で、ああいう形でしているということで、別に新たに別立てのものをつくるかそういうのじゃなくて、そういうような医療と結びついて、医療の専門性というものが結びついた形で、ただしそれをサポートしたり、地域で要するに病院完結型じゃなくて地域完結型、そして治し支える医療の支えるほうね。支える医療機関がかなり幅広いものだから、それをどういう組立てしていったらいいでしょうかということについて何らかの方向性が出せればいいな、ないしは定義できればいいなということを考えています。

以上です。

○和気副分科会長 ありがとうございます。何か具体的に動いているというわけではなく、提言者としてそういったイギリスのようなモデルも考えられ得るところで入っているというのは了解しました。

あと大きな病院であれば医療ソーシャルワーカーかという専門職もいるわけですがけれども、特に気になったのはその診療所、本当に医師1人と看護師さん2人みたいな、そういう小さなところでこのリンクワーカーという人を置けないであろう、そういう診療所的な

ところでのニーズはどのように対応されるのか気になりました。

○栃本分科会長 分かりました。分かりました。新たに配置するとか。

○和気副分科会長 そういうわけではない。

○栃本分科会長 そうじゃないですね。それは無理ですね。無理だし、むしろ無理というか、むしろその横断するというか相互浸透的にやらないと、新たにそれを配置していてもあまり機能していかないということだと思うんです。現実的なもの見ていくとです。

だから、そこら辺をきちっと考えつつ、可能な範囲で提示する。多分、国レベルだとそれ出せないです。それは無理なんです。だけど、東京都に限らないんだけど自治体、そして都道府県だったら出せますよ。国は、やっぱり難しいと思う。いろんな利害団体もあるし、なかなか非常に難しい問題があるんだけど、東京都であればうちだせるんです。

○栃本分科会長 我々この審議会としては、やはり重要だなということだという認識ということですね。

○和気副分科会長 分かりました。医療との連携は、すごく重要だと思います。ありがとうございます。

○栃本分科会長 今までの福祉の世界は、医療というのは外しちゃって議論していることがすごく多かったと思うんだよね。それでいいのかなという問題意識というのは、我々は持っているつもりなんです。ありがとうございました。

先生、分科会の副会長ですからね。臨時委員だけじゃないのですよ。

○和気副分科会長 すみません。

○栃本分科会長 後で申し上げますけれど、今日そこまで行くか分からないんだけど、人材の育成とか、あと人材の在り方、そのときに和気先生も発言されましたけど、主として多賀委員がいろいろ問題意識を持って発言された際に人材の育成のことがありましたよね。これについては、後日、起草委員会でまた和気先生のご意見を承りながら、整理した形で示したいと思っていますので、よろしく願いいたします。

それでは、オンラインで原田委員が先ほど来、お手を挙げていらっしゃるの、なお原田委員のご発言を頂戴した後は次のページのほうの第3節にちょっと時間の関係で移らせていただきたいと思います。

原田委員、原田先生どうぞ。

○原田委員 ありがとうございます。エイジズムの項目なので1点だけちょっと補足させていただきます。栃本先生もおっしゃったとおり、エイジズムというどうしても高齢者の権

利擁護みたいな話になってしまうのですが、栃本先生も起草委員会のところでおっしゃっていたように世代間関係を考えるとこのキーワードという意味のエイジズムというわけなので、若者と高齢者の関係をどう考えるかというところを、私も改めて強調したいと思います。

エイジズムは、結局ほかのセクシズムとかレイシズムとの関係から出てきた言葉なので、先ほど女性という視点が足りないんじゃないかのご意見もありましたけども、特にエイジズムのことを考えるときに、これだけ60歳代の特に女性の就業率が高まってくると、ほかの法律の先生方とこのエイジズムの議論をすると、当然エイジズムのエイジハラメントとセクシュアルハラメントが掛け合わせるような議論が出てきています。結局その女性差別だとか、あるいは若い人の不満が高齢者に向けられる。あるいはそれが外国人に向けられるといったような差別の法則、そういったアンコンシャス・バイアス、無意識の偏見みたいな話とつながるので、別に高齢者だけを取り上げるんじゃないというところは、私も起草委員のメンバーとしてちょっと考えたいと思った次第です。これが1点です。

もう一点は、今日お聞きして非常に興味深かったのは住宅だとか、あるいは空き家だとか、居場所だとかいうキーワードが出てきて、実際、東京都には様々な先進的な取組もあるので、実はエイジズムに対する介入というのも恐らく子供と高齢者がどう生活の重なり合いをつくっていくかというところが重要になるでしょう。これは非常に僕も興味深く思っているのですが、いろいろな先生方から、またこういう事例もあるよというのを出示していただけると、こういった答申に生かせるのではないかと改めて思いました。

以上です。

○栃本分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、ちょっと時間の関係で先に急ぎまして、第3節「各ライフステージに対応した福祉施策をどう進めるか」という部分、ページで言いますと8ページの一番上「各ライフステージに対応した福祉施策をどう進めるか」、こちらのほうに移りたいと思います。またご発言を頂戴したいと思います。よろしく申し上げます。

青木区長さん、どうぞ。

○青木委員 この第3節で一番大事なところだというふうに思っていますし、ここでどう具体的に高齢者も含めて一人一人に合わせたサービスが提供できるかによって、全ての方が高齢になることが悪いことではないんだというふうに思っただけだというふうに思うのです。

したがって、もう若い人も当然のことだし、みんな年を取るわけですし、みんな順番に年齢を重ねるわけですよ。その生涯にわたって生きがいを持って暮らせる状況というのが、ここで言うところのいろんなことになるというふうに思いましたので、これを一人一人に合わせた、つまり年齢によって違いが出る、違ってきますよね。もう70、80でかなりいろんな面で障害を含めているようなことを抱えてる方もいれば、90でもすごく元気な方もいるわけで、それはもう現実に今状況が起こっちゃっていますからね。その一人一人に合わせて、一人一人の力が発揮できるような社会をつくるというのが大事だろうということに入っていると思いますので、ぜひこのところをより具体的に大事にして、発信ができるようにしてほしいというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

○栃本分科会長 分かりました。どうもありがとうございました。心得て、起草作業をしていきたいと思います。ありがとうございます。

○青木委員 よろしくお願ひします。

○栃本分科会長 それでは駒村先生、お願ひいたします。

○駒村委員 よろしくお願ひいたします。この章ですけれども、現時点で今90歳まで生きる方が4割ぐらいもう現時点でいるわけです。75歳以降15年ぐらいの人生が普通になってくるということなのですから、認知機能の低下というところで認知症というのは実は少し違って、認知症というのは一つの病気というか、ディメンシアという訳になりますよね。

認知機能の低下というのはコグニティブ・ディクラインという言葉になってきて、軽度の認知障害を含むのですけれども、軽度の認知障害の状態だとそんなに要介護は必要じゃないのですけれども、お金の管理がだんだんできなくなっちゃうという問題が出てくるわけですね。この辺をどうするか。つまり、認知機能が低下して軽度の認知障害が出て、認知症になっていく中で、だんだんお金の管理ができない人が増えてくると。

大体85を超えると認知機能が低下している人、認知症と軽度の認知症を合わせると大体65%ぐらいですので、どっちにもなってないという方のほうがもう少ないという状態で、さらにここに単身高齢者という状態が加わると、今まではそのお金の管理とか、あるいは日常のものの生活の管理なんかも経済活動なんかも何とかできていたり、家族が支えていたわけですが、これがどうにもならない人が増えてくると。

現状は、本当に重くなると成年後見ですが、その手前のところは日常生活自立支援事業ということになりますけれども、これに今度は成年後見の法律改正に伴って新日自と

いうものが新たに課題で出てくると。社協などの、社協だけでは多分ないとは思いますが、業務として出てくるとのことなのですけれども。この日時、現時点の日自のカバー率がかなり低いんじゃないかと思っているんです。全国で5万人ぐらいしか対応できていないということで、これもうちちょっと高齢期の経済活動を支える仕組みをこれから考えていかないといけないのかなと思ひまして。社協の方も今日いらっしゃっているならば、この日自の効率性の上昇みたいなものはやっぴいかなきゃいけないと。

例えばデジタルツール、例えばプリペイドカードなんかを使うと、かなり効率的に日自業務ができるはず。これは全国で導入しているところは3%、社協でありますので、そういうふうな形でこの認知機能が低下した方の家族がいない方に対する経済活動、日常生活の経済活動の支援みたいなものを強化していくという視点も必要じゃないかなと思ひて発言しました。

よろしくお願ひいたします。

○栃本分科会長 ありがとうございます。駒村先生の今のご指摘ですけれども、実は役所の人には、役所とは東京都ですけれども、財産権との関係で、私が論じた法務関係の自治体法務の論考がありまして、それを渡して、これについてもできたら議論をしたいなということで、本当に実際にそれは駒村先生が慶應のほうで関わられてセンター長をされているので、あまり細かい部分は私のほうからは申し上げませんけれども、やはりかなりシステム優位になっている部分があつて、それで非常に高齢者は困っているということが現実問題としてあります。そのことをどうするかということもあり、実は高齢者の10ページのところでちょっと難しいことを書いたので、高齢者の権利に関する条約というのも実はそのこともあつて、前触れで書きました。

それでおっしゃるとおり、これから非常に大きな問題というのはまさに今駒村先生が話された部分です、特にインスツメンタルADLの部分については、この部分はちょっと弱くなっているけど、それ以外のものは大丈夫だということがあるにもかかわらず、これはできませんということ、これは停止しますよという形になってしまうということがあります。

あと高齢期になると認知機能ということだけじゃないんですけど、要するに認知機能のエイジングということには関わることなんだけど、面倒くさくなっちゃう人というのは結構多くて、処理するのが面倒くさい。これは知的機能のエイジングとはもちろん関係あるのだけど、そういう部分に対する対応というのがなされないまま、さっきもお話したよう

な旧来の1960年代の認知症理解がそのまま残ってしまっている。アップデートされていない。だから、非常にこれは大都市において、大都市だけじゃ本当はないですけど、大都市において非常に重要な問題となります。財産権の侵害は。

また日本の場合、銀行が、外国では違うのですけれど、口座というのが1人の名前になっちゃっているから、連名口座じゃないので。外国では連名口座が選べるので、配偶者の一方が認知機能が衰えたとしても、もう一方は自由にと言うと変なんだけど、ちゃんと活用できるわけですね。あと銀行も信託銀行と銀行がくっついてる国とそうじゃない国があって、日本はくっついてないものだから、そういう信託業務というのもちょっとできないということで、そういうような制度的ないろんな壁が、壁というか問題点があることは確かなんです。

ただ今回どのぐらいそれについて取り扱うかどうか、できるかどうか分かりませんが、我々、私もそうなんだけど今駒村先生がおっしゃった部分というのは、強く認識しています。特にこの部分が相当不便になる、ないしは高齢者が置いてきぼりになるという可能性が結構あるのでね。法定代理人とか代理人というのは3種類あるわけだけど、それについての取扱いはどうなのかなというのはいろいろ議論があるところです。またこれについては、また別途、駒村先生とも議論したいなというふうに思っています。ありがとうございました。

高橋先生、どうぞ。

○高橋委員 これは次の段階のときにご配慮いただきたいと思いますが、東京の福祉施策とは何だろうかという、これが一つは福祉局が所管した様々な分野の施策があるんだけど、それと同時に様々な基盤整備に関わるものも含め多分野に跨がる施策が含まれてくると思います。そうすると、今起こっているのは何かというと、従来の社会福祉事業という枠ではなくて、例えば在宅医療を見てみると、生活支援がないと成り立たないわけですね。それから医療的ケア児の支援もまさにそうですし、それから障害者の場合はグループホームというのが営利を目的として参入した事業者のために問題のあることも少なくない。これまで事業単位で行政が監督してきて、事業は非営利で運営されるもの等行く前提が崩され、今までの施策の手法が限界がおこっている。医療の分野もそうですが、行政でないとできないのは、監査監督から始まって、調整、質の高いものをどうやって助長し、質の低いものを退出させるか。この機能は現在のところ施策として脆弱です。情報提供でさえ、介護保険で言えばサービス提供システムができ、福祉サービスの第三者評価をやった、東

京都は相当熱心にやりましたけれどももうまくいかないというそういう印象があって、そういうことを含めて、福祉施策のあり方を見直す必要がおこっている。

それからもう一つは、他領域、多分野との関わり、そういう意味で残念ながら福祉保健局は二つに戻ったのですが、実は医療が在宅を中心に変わり始めているし、医療と福祉が関連法人で一体的に毛経営されるようになってきた。それから精神科病院も例えば足立にある大内病院がつくり変えをやりまして、相当地域拠点化し、福祉だけでなく住宅事業にも関わるようになってきた。少なからぬ病院や福祉施設も建て替えの時期に入っていて、その場合にどう将来を見通して新規に構想を考えるか。古い考え方でつくってしまいますと約50年その建築物が拘束するわけですから、各事業にかかわる方々のこれからの構想づくりに資するものが盛り込まれることを期待します。これが今回の意見具申の狙いかと思うので、ぜひ参考にされるようなものを盛り込んでほしいと思います。

そういうことを含めて、東京都の施策とは何か。そしてこの全体のここまでの整理は、やっぱり社会福祉とそれを取り巻く広い意味での生活支援の環境の変化を扱って、そしてこれからの理念を組み替える必要があるよという、そういうメッセージをずっと狙っているんだろうと思うのですが、読み手にとっては何がなんだか分からなくなることもあるかもしれません。これは先ほど畑中委員でしたか、ご指摘。要するに横文字を使うときは特に初出のときにどういう意味で使っているかというのをきちんと解説していただきたいと思います。そういう意味で横文字も含めて概念というか、それが生きた形で実務家の皆さんに理解していただくための工夫は、これ絶対これからこの作業、次の段階の作業で必要になるなと思いながら。

○栃本分科会長 ぜひ、お寄せいただければいいと思います。

審議会というか起草委員会でもそうなのですが、はるかに従来の社会福祉の世界を超えた話をしています。全然、従来の枠組みの社会福祉の議論ではないです。もちろん東京都の社会福祉審議会という組立てではあるけど、それはなぜかという現実の問題がそれをもう超えているからですよ。それを無理やり枠の中でやっても意味のあることはできませんということです。

あとは学者さんも多いので、この場では一応多分これは難しいんじゃないか理解できないんじゃないかというところもあったのですが、起草委員会では出してきた言葉というものは活用して、まずは出してみようと。その後、それをかみ砕いて説明するというようにするわけです。これはプロセスとしての今一過程なので、そういうふうに理解してい

ただければというふうに思いますね。ということです。

どうもありがとうございました。

鳥田委員、どうぞ。

○鳥田委員 社会福祉協議会の鳥田でございますが、この最後の節のところ、その中に(1)から時代というのかな、状態によって幾つかのことが書かれているのですが、(3)のところには何か包括的相談体制というのがありまして、この包括的支援体制というのは努力義務の法定もされているぐらい、これってここでは後期高齢期と書いてあるんですけど、全ての期において比較的大切なものではないかなというふうに思っております。

その中で今申し上げましたように包括的支援体制というのは、それぞれのところでいろいろ苦労して福祉施策の中でつくられておりまして、重層的支援体制整備なんていう、これも法律には記載されたのですが、それも実はあまり上手に機能していないという印象を受けていたりとかします。

それで、そういった意味で、このところにいるいろいろ新しい、いろいろな角度からやっていただきたいことを書いてあるのですが、その重層的支援体制整備だけでなく、今の包括的支援体制整備がどうしてなかなかうまくいかないのかということ、その課題に対してどうやるかということは、この中ではもう少しご議論いただいて、できればそこを解決するような何かに踏み込んでいただけると有り難いなと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○栃本分科会長 ありがとうございました。

今回の人生100年というのは繰り返し申し上げますけれど、別に高齢者だけのことじゃなくて世代間関係の中でどういう形で、国の社会保障について全世代対応型とかなんとか、児童にお金を持っていくための理屈としてやっているわけですけど、そればかりが先行して、福祉の領域についてはばらばらということだとどうなるんだろうということがあろうと思うんです。やっぱり東京都であるとか東京都に限らないのだけど、やはり人と人との関係性、若い人、実年、高齢者、あと障害者、あと排除されている方々、そういうものがどういう形で結びつくのか。

それについては、東京都はプラス面・アドバンテージもあるかもしれないけど不利性というのものもあるし、不利性についても、いやいやそれは自由な社会だから、むしろ東京、大都市では重要なんだという考え方もあるし、いろいろですよ。そこら辺の微妙なという

か、そういう部分をどういうふう処理して変えていくかということに心を砕いているんです。

それで今、それともう一つ政策について提起する、考えていただく。東京都であるとか、市区町村にということは、新しいものばかりを提起するというだけでは全くないんです。国はこうやって進めようとしている、こういう形で一応組立てしているということについて、それが現実によくいってるのか、なかなか機能していないということがあったとしても、なかなか国レベルでは、いろんな国の資金でもって調査研究とか結構して、実態把握はシンクタンクを活用したり、それぞれ大学の先生なんかを組織したりしているわけですが、一番リアルに分かるのは、やっぱり東京都とか、そういうその地域にくっついていて、あと団体も含めて一番身近なところが一番本当の姿が分かると思うのです。そういう数字とその実態というものを踏まえない議論というのは、全く意味ないなと私は思ったんです。

したがっておっしゃるようによくいかない部分、それをどういうふうにしたらそれが少しでも変わっていくかというのは、やっぱり実務家とか実践とか臨床とか、そういうことに関わっている人じゃないと現実のアイデアが出てこなかったり、実効性ある解決策というのはなかなか出にくいですね。

ということで、今のご発言、今お話のあった部分についてもきちっと議論をして、検討して、現在ある課題というものをこういう部分については手直しすべきだ、あとこういう工夫をすれば直るんじゃないかということについても起草委員会で持ち帰って、また拡大もありますので、その際はもう一回提示して示したいというふうに思っております。

ありがとうございました。

○栃本分科会長 それでは、駒村先生。それで駒村先生で最後にしますので。

○駒村委員 一言だけ。今、社協の方から重層の使いにくさの問題が指摘されたのですが、ちょうど月曜日、この重層を使いこなしてる自治体にヒアリングに行ったんですね。これ重層を使って、地域づくりをやっている地域のところなのです。その方と話したら、どうも自治体側に伝わっている重層の使い方がかなり間違っているんじゃないかと。国が期待しているものとは全然使い方が硬直的になっているんじゃないかという話があったので、これまた次の機会に議論できればと思いますけれども、この自治体側への伝わり方とか、自治体の中でこれがスタンダードだというのがどうも誤解されている可能性があるなというのはちょっと感じたところです。

すみません。重層のこの現場でのこの硬直的な運営の問題というのはどうもあるようだという事です。

○栃本分科会長 おっしゃるのは非常に分かりました。駒村先生、ありがとうございます。

実際、国で検討して、こういう形だというモデルとかそういうのを示したとしても、それぞれの都道府県とか自治体での受け止めとか解釈とか、あと一旦、自治体のほうに行くと、その担当者の独裁的などというか、独裁的と言いは変なんだけどすごくこれだという形でかなり制限してしまうというのがあって、本来そうじゃなかったのにというのが、あらゆる領域というと語弊がありますが、そういうのがすごくあることも確かです。

だからそれをどういう形で、地域レベルでいい形にしていくかというのは、これはやっぱり国はこう示しているんだけどそれが伝わらないというので、それを自治体だけの責任とするんじゃないで、それはなぜそうなっているかということをやっぱり問い直して、それでもって国に対して、こういう部分はこうこうだからこういう形で提示しないと駄目ですよということをやっぱり、多分ふだんから東京都とかされているのかもしれませんが、いうことが大切ですよ。

やはり地方政府側からきちっと言うというのが、本来、国の施策もよりよくなる。またせつかくいい形で考えたんだけどそれがうまくいかないというのは、結構多いから、いろんな領域で。それを改善するためにはやっぱり地方政府の役割というのは、とても私は大きいと思うのです。この審議会も、今回はそのような観点で一貫して議論の組み立てをしています。

駒村先生、どうもありがとうございました。

○栃本分科会長 それではちょっと時間の関係もあり、お約束の時間が迫ってまいりましたので、本日のところはここで議論を区切らせていただきたいと思います。

活発なご議論、忌たんのないご意見ありがとうございました。

本日の議論を踏まえて、それぞれの先生方のご発言、ご注意などを承りましたので、全てそれは一つ一つ吟味させていただきまして、11月に行います起草委員会で今日の議論というものを踏まえて、一つ一つきれいに洗い直して、それを起草委員会の中での議論に反映させて、次回こういう場でご報告できるようにしたいと思います。

あえて難しい部分も実はわざと入れたのですけれどね、本当は。むしろそれがきっかけになって、活発な議論になったということも実はあると私は思っているんです。専門的な附属機関としての役割に沿って行っていきます。その領域の専門研究者としてのレベルと

いうのは極めて重要です。ご意見を踏まえていい形で、全てのご発言を受け止めて、11月に行われます起草委員会でまた議論していきたいと思えます。

第3回の起草委員会を開催しますので、骨子をよりブラッシュアップして文章を練っていく。文章を練るだけじゃなくて中身ですよ。先ほどの現実の問題ということで、この部分は新しいものをつくるだけじゃなくて今の問題、今の仕組みの形というものの改善点ということについても当然触れるようにいたします。どうもありがとうございました。

まず事務局から、進行のほうはそちらのほうでやってください。

○霜越政策推進担当課長 本日は、誠にありがとうございました。

次回の起草委員会、委員の皆様には個別にご連絡させていただいておりますけれども、11月21日金曜日15時からを予定しております。よろしくお願ひいたします。

またそれ以降の起草委員会ですとか検討分科会につきましては、また日程が固まり次第、改めて調整、連絡させていただければと思えますのでよろしくお願ひいたします。

また委員の改選につきまして、この場を借りて少々ご案内させていただきます。今年度末をもって今期第23期審議会委員の皆様が任期が終了いたしますので、今後手続等につきまして事務局より個別にまたご連絡させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

以上ということで、お帰りににつきましてのご連絡ですが、お帰りの際の入庁証につきましては、1階のセキュリティーゲートに入庁証を入れるとゲートが開きますので、よろしくお願ひいたします。万が一、開かないなどございましたら、警備員のほうにお声かけください。

お車でお越しの方は、駐車券をお渡しいたしますので、事務局のほうまでお声かけいただければと思えます。

事務局からは以上でございます。

○栃本分科会長 それでは、本日の検討分科会は、これをもちまして終了させていただきます。ありがとうございました。

(午後 5時11分 閉会)